



- 剪定・伐採が必要な範囲
- 建築限界(車道)の範囲
- 建築限界(歩道)の範囲

※建築限界とは
道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅および高さの範囲。

市道に張り出している枝木の剪定・伐採範囲